

議案第 73 号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和 54 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 18 条の規定は、平成 26 年 5 月 1

日（以下「基準日」という。）後の汚水排出量に係る同年6月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水排出量に係る使用料又は同年5月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項に規定する使用料の算定に当たっては、認定期間の各月の汚水排出量は、均等に排出したものとみなす。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1章から第2章 略 第3章 略 第11条から第17条 略 (使用料) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、別表第1に定めるところにより、算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 第19条から第24条 略 第4章から第6章 略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第18条の規定は、平成26年5月1日(以下「基準日」という。)後の汚水排出量に係る同年6月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水排出量に係る使用料又は同年5月分として算定する使用料については、なお従前の例による。 3 前項に規定する使用料の算定に当たっては、<u>認定期間の各月の汚水排出量は、均等に排出したものとみなす。</u></p> <p>別表第1から別表第6 略</p>	<p>第1章から第2章 略 第3章 略 第11条から第17条 略 (使用料) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、別表第1に定めるところにより、算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 第19条から第24条 略 第4章から第6章 略</p> <p>別表第1から別表第6 略</p>